



各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫
(証 券 コード 4725 東 証 第 1 部)
問 合 先 執 行 役 員 大 塚 直 義
責 任 者 経 営 統 括 本 部 長
(電 話 0 3 - 6 6 6 7 - 8 0 0 0)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 20 日付で、東京地方裁判所(訴状送達日:平成 19 年 9 月 27 日)において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 19 年 9 月 20 日

2. 訴訟を提起した者

- (1) 商号 : 株式会社インターネット総合研究所
- (2) 本店所在地 : 東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号 新宿野村ビル
- (3) 代表者 : 代表取締役 藤原洋

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、株式会社インターネット総合研究所(以下、IRI)が実施した公開買付(TOB)への応募により、平成 17 年 8 月、所有する株式会社アイ・エックス・アイ(以下、IXI)の株式のすべてを約 112 億円で IRI へ譲渡しました。また、IXI の代表取締役であった嶋田博一氏も、当該公開買付への応募により持株の一部を 4 億円強で IRI へ譲渡しました。こうして IXI は IRI の子会社となりましたが、平成 19 年 1 月 29 日、IXI は大阪地方裁判所において民事再生手続開始決定を受けました。

IRI は、IXI が経営破綻するに至ったのは、IXI が当社子会社であったときから不正な循環取引を大規模かつ恒常的に行い続けてきたこと、また、IXI の売上高の大半が、そうした不正な循環取引に基づいて架空に計上されたものであったことなどにその原因があり、したがって IRI が取得した時点で IXI の株式は実質的に無価値の状態にあったとしています。IRI は、それにより、公開買付に要した金額、および平成 18 年 3 月に IXI の第三者割当増資を引き受けて IRI が払い込んだ約 27 億円をあわせた 143 億 8,033 万 2,960 円の損害を被ったとして、当社、嶋田博一氏、IXI と監査契約を締結していた新日本監査法人、IXI の非常勤取締役を兼務していた当社役員(当時)、同じく非常勤監査役を兼務していた当社従業員を相手方として訴訟を提起したものであります。

4. 訴訟の内容および請求額

- (1) 訴訟の内容
 - ・ IXI の非常勤取締役を兼務していた当社役員(当時)、同じく非常勤監査役を兼務していた当社従業員、計 2 名の損害賠償責任に関する使用者責任に基づく損害賠償請求

- ・公開買付に関する契約書の錯誤無効に基づく、不当利得の返還請求
- ・公開買付に関する契約書の締結に際する説明義務違反(債務不履行ないし不法行為)に基づく損害賠償請求

(2) 請求金額

143 億 8,033 万 2,960 円 および遅延損害金

5. 今後の見通し

当社では、IRI への IXI 株式の譲渡は、適正なプロセスを経たものであり、不正な取引への当社関係者の関与もなく、原告主張の損害賠償金を支払う義務がないことを確信しております。今後は、法廷の場で適切に対応してまいります。

なお、当社の通期業績予想に変更はありません。

以上

お問い合わせ先 : 株式会社 シーエーシー
広報 IR グループ
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1
TEL : 03-6667-8010